災害時における救護病院指定に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。)と〇〇病院(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、岐阜市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び岐阜市医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）に基づき、甲が災害時に、平常時の取扱いに準じて通常の保険診療等による医療を実施することが適当な医療機関に対し、中等症及び重症患者等の受け入れ要請をするため、あらかじめ乙を救護病院に指定することで、より円滑な医療救護活動（以下「救護活動」という。）を実施することを目的とする。

(救護活動の要請)

第２条　甲は、防災計画及び医療救護計画に基づき救護病院における救護活動を実施する必要が生じ、乙によって医療の実施が可能と確認できた場合、乙に対し救護活動の実施を要請するものとする。

２　乙は前項の要請に基づき、次条に定める救護活動を実施するものとする。

３　乙は、救護活動開始後に被災等により、その機能に支障を生じたと認める場合には、直ちに甲に報告し、支援を要請するものとする。

(救護活動の実施)

第３条　救護病院は以下の業務を実施するものとする。

（１）中等症患者及び重症患者等の治療及び収容

（２）災害拠点病院への患者移送手配

（３）救護活動状況報告（広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等）

（４）その他必要な事項

(救護病院の医療体制、医薬品等の確保等)

第４条　救護病院の管理者、組織、施設及び設備は、乙の既存の組織をもって充て、乙が現に有する施設及び設備を使用するものとする。

２　救護病院における救護活動は、乙の医師等により行い、医師等医療スタッフや医薬品、飲用水等の供給に不足が生じる場合には、直ちに甲に要請するものとする。

３　甲は、前項の要請を受けた場合、関係機関と協議の上、迅速に対応するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する費用については、前条第２項に係る費用を除き、保険診療により生じた診療報酬をもって充てる。ただし、当該救護活動が保険診療を実施しなかった場合は、この限りではない。

(有効期間)

第６条　この協定の有効期間は、1年としその有効期限の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定破棄の申し出がない場合は、自動延長とする。

(協議)

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名の上各自1通を保有する。

令和　年　月　日

 甲　　岐阜市長

 乙　　〇〇病院

（医療施設管理者の）氏名